

～深夜営業施設事業者の皆様へ～

青少年の深夜外出に関する規制(第17条・第17条の2)

愛知県青少年保護育成条例では、**18歳未満**の青少年の深夜外出に関する規制が定められています。

愛知県青少年保護育成条例に基づく条例調査員が管内のカラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ事業者などに対して、定期的に巡回調査を行っていますので、調査にご協力をお願いします。

※深夜とは、午後11時から翌日の午前6時までをいいます。

- 保護者は深夜に、みだりに青少年を外出させてはいけません。
- すべての者は、正当な理由がなく、青少年を深夜に連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。

⇒違反すると10万円以下の罰金

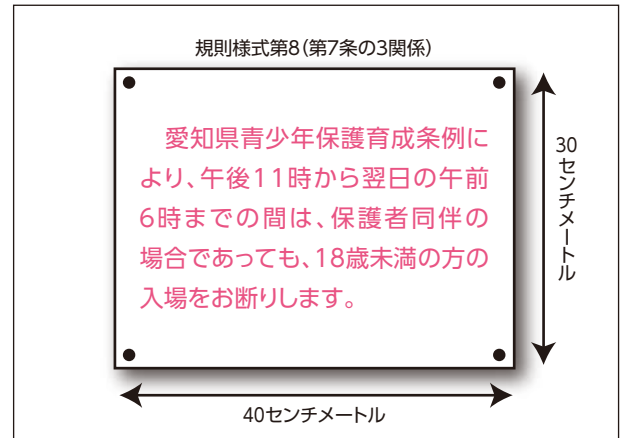
- 深夜商業施設等の事業者等は、深夜に施設内等にいる青少年に対して、通勤又は通学等の場合を除き、青少年に帰宅を促すよう努めなければなりません。

※深夜商業施設等とは、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、大規模小売店舗、飲食店、遊技場、遊園地、ボウリング場などで、深夜時間帯に営業している施設のことです。

- カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェの事業者等は、深夜営業の時間内に、保護者同伴の場合であっても、青少年を施設へ入場させないようにしなければなりません。

⇒違反すると30万円以下の罰金

- 青少年の深夜における施設への入場を禁止する旨を掲示しなければなりません



〈問い合わせ先〉

担当部所	所在地	電話番号
愛知県県民生活部社会活動推進課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6175
東三河総局県民環境部県民安全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-54-5111
新城設楽振興事務所県民安全防災課	〒441-1365 新城市字石名号20-1	0536-23-2111
尾張県民事務所県民安全課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7211
海部県民センター県民安全防災課	〒496-8531 津島市西柳原1-14	0567-24-2111
知多県民センター県民安全防災課	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111
西三河県民事務所県民安全課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4	0564-23-1211

(参考) 有害図書類に関する規制(第6条・第7条)

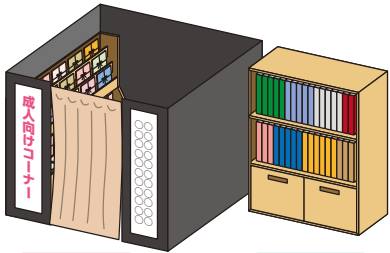
図書類取扱業者、家庭用ゲームソフト販売店に対して、区分陳列の方法、表示の方法について、以下のとおり定めております。

●区分陳列の方法

図書類取扱業者、家庭用ゲームソフト販売店は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類の陳列場所を屋内の容易に監視できる一定の場所に設け、次のいずれかの方法により、陳列しなければなりません。

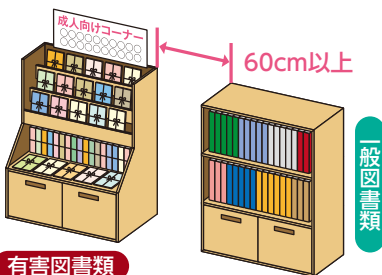
⇒違反すると勧告が行われ、勧告に従わないと30万円以下の罰金

1 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことができない場所を設け、まとめて陳列する。



有害図書類 **一般図書類**

2 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の外周から60cm以上離れた場所に設けられた棚に、まとめて陳列する。



有害図書類 **一般図書類**

60cm以上

3 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する棚に、まとめて陳列する。



有害図書類 **一般図書類**

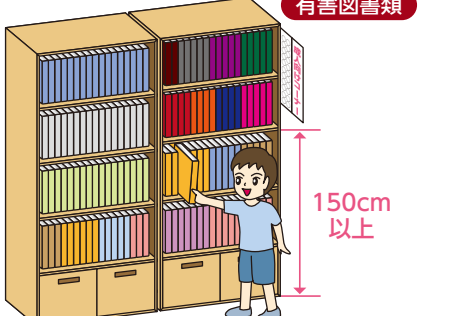
4 各棚板の前面と直交する鉛直線上に、当該棚板の前面から10cm以上張り出して設けた透視できない材質、構造の仕切り板と仕切り板との間に陳列する。



一般図書類 **有害図書類**

10cm以上

5 床面から150cm以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する。



有害図書類

150cm以上

6 その他知事が認める方法

(参考)
※コンピュータエンターテインメント産業の振興・健全な発展等に寄与することを目的として、主要なソフト製造会社が会員となり設立された「コンピュータエンターテインメント協会(CESA)」では、各販売店に対して「5」番の方法により、区分陳列すること及び区分陳列した棚に区分陳列POPの設置のご協力をお願いしております

●表示の方法

有害図書類陳列場所には、次の表示をしなければなりません。

⇒違反すると勧告が行われ、勧告に従わないと30万円以下の罰金

成人向けコーナー

愛知県青少年保護育成条例により、18歳未満の方の(購入、借受け、閲覧、視聴、聴取)をお断りします。

10センチメートル

25センチメートル

編集・発行

愛知県民生活部社会活動推進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話 052-954-6175(ダイヤルイン)

HP <http://www.pref.aichi.jp/syakaikatsudo/seisyounen-index.html>

E-mail syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp